

京都市告示第252号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年10月20日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
山ノ内153号線	右京区西院小米町37番地の18地先から同区西院四条畑町1番地の5地先まで	メートル 16.50	メートル 6.30 ~ 8.30
山ノ内154号線	右京区西院小米町37番地の13地先から同区西院日照町56番地地先まで	78.00	6.50 ~ 14.10
山ノ内歩1号線	右京区山ノ内養老町2番地の1地先から同区山ノ内中畑町58番地の2地先まで	79.70	3.80 ~ 4.80
山ノ内歩2号線	右京区西院四条畑町1番地の5地先から同町1番地の16地先まで	45.40	3.00 ~ 4.00

(建設局土木管理部道路明示課)